北広島市手話言語条例

言語は、お互いの気持ちを分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

そして、手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であって、ろう者にとって欠くことのできないものです。

しかしながら、長年にわたり手話は、言語として認められず、手話を使うことができる環境が整備されてこなかったことから、ろう者は、必要な知識や情報を得られず、意思疎通を図ることに多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

平成23年の障害者基本法の改正及び平成26年の障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として位置付けられたものの、その認識や理解は十分とはいえません。ろう者が、地域社会で安心して生活するためには、手話に対する理解を深め、手話を使いやすい環境を整えることが必要です。

北広島市は、ここに、手話が言語であるとの認識の下に、手話に対する理解の促進と手話の広がりをもって、ろう者を含む全ての市民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることに対する理解の促進及び手話の普及に関し基本理念を定めるとともに、市の責務、市民の役割等を明らかにすることにより、誰もが安心して共に生きることができる地域社会の実現に資することを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) ろう者 聴覚に障がいがあり、手話を言語として使用することにより日常生 活又は社会生活を営む者をいいます。
 - (2) 市民 本市の区域内に居住し、又は本市の区域内に通勤若しくは通学する者をいいます。
 - (3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。 (基本理念)
- 第3条 手話が言語であることに対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話による円滑な意思疎通を図ることができる権利を有していること及びその権利が尊重されることを基本として行われなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、市民及び事業者の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境づくりのための施策を推進するものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

(ろう者等の役割)

第7条 ろう者、手話通訳者その他手話に関する活動を行う個人及び団体は、手話の 普及及び習得の機会の提供に主体的に取り組むよう努めるものとします。 (施策の推進)

- 第8条 市は、次に掲げる施策を推進するものとします。
 - (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及のための施策
 - (2) 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりのための施策
 - (3) 手話通訳者の養成、確保、派遣、技術の向上その他手話通訳の環境の充実に 関する施策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとします。

(財政上の措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう 努めるものとします。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附即

この条例は、令和3年4月1日から施行します。